

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年05月16日

一般財団法人 SK総合住宅サービス協会
住宅事業本部 契約担当役

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事名 雇用促進住宅多ノ郷宿舍 空家補修工事
- (2) 工事場所 高知県須崎市多ノ郷甲1139番地104
- (3) 工事内容 別添のとおり
- (4) 工期 契約締結の翌日から平成30年09月27日まで

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 特別な理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有する者及び破産者の場合は復権を得ている者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、「特別の理由がある場合」に該当する。
- (2) 次のアからサのいずれかに該当すると認められる者については、その事実があった後、2年を超えている者であること。
また、これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。
ア 一般財団法人 SK総合住宅サービス協会（以下「協会」という。）の役員又は職員に対する贈賄等、協会の業務に関し刑法その他の法令に定める罰則に触れる行為をした者
イ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは、製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
ウ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
エ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
オ 契約に関する調査に当たり虚偽の申出をした者
カ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
キ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
ク 契約の履行につき不正行為をした者
ケ 契約の履行に関し、故意に協会の職員の指揮監督に従わなかった者
コ 一般競争（指名競争）参加資格申請書若しくは添付する書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
サ 上記アからコのいずれかに該当する事実があった後2年を超えていない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (3) 平成30年05月25日時点において、厚生労働省における一般競争（指名競争）参加資格（建築）工事「B. C. D」の認定を受けている者であって、高知県内に本社（店）または支社（店）を有する者であること。
- (4) 過去10年間に集合住宅（RC造）の同種の改修工事の経験を有するものであること。
- (5) 当該工事について、現場代理人及び専任の監理技術者又は主任技術者を設置することができる者であること。
- (6) 平成30年05月25日時点において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は協会により指名停止措置を受けている（指名停止期間内にある）者でないこと。
- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(8) 民事再生法に基づき民事再生手続の申立がなされている者でないこと。

3 入札参加申込方法

入札参加申込書（公告別紙）に必要事項を記入押印の上、下記のとおり配達証明郵便により送付すること。

(1) 送付先

〒 135-0063
東京都江東区有明3-5-7 TOC有明イーストタワー7階
一般財団法人SK総合住宅サービス協会 住宅事業本部
TEL 03-5520-1756

(2) 入札参加申込書受付期間

平成30年05月16日 から 平成30年05月25日 16時00分 まで（必着）

4 入札参加資格の決定

入札心得書及び設計図書（以下「設計図書等」という。）の交付をもって、入札参加資格があるものとする。

なお、設計図書等の交付後でも上記2の競争参加資格条件を欠くと認められた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

5 現場説明会

現場説明会は行わないこととし、設計図書等の交付をもって現場説明会に代えることとする。

6 設計図書等の交付方法

設計業者から平成30年5月30日（交付日）までに申込者あて直接送付する。

なお、設計図書の購入代金及び送料の請求書を併せて送付するので、必ず入札日前日までに当協会の指定する口座へ入金すること。

7 入札書等の提出期限及び提出先

入札等の提出は、次により行うこと。

(1) 提出期限

平成30年06月14日までに持参又は郵送（必着）
持参する場合は、土・日曜日、祝日、12月29日から31日まで及び1月2日から3日までを除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とすること。
郵送する場合は、提出期限の午後3時（必着）までとすること。

(2) 提出先

〒135-0063 東京都江東区有明3-5-7 TOC有明イーストタワー7階
一般財団法人SK総合住宅サービス協会 住宅事業本部
TEL 03-5520-1756

(3) 入札執行日時及び場所

日 時 平成30年06月15日 午前10:00

場 所 東京都江東区有明3-5-7 TOC有明イーストタワー7階
一般財団法人SK総合住宅サービス協会 住宅事業本部
TEL 03-5520-1756

(4) 落札者の決定

入札参加者のうち、その入札価格が契約の目的に応じ予定価格の108分の100に相当する価格の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

(5) その他

入札方法等の詳細は、入札心得書による。

なお、入札参加者又はその代理人は、印鑑及び名刺を持参すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 落札者は、契約書の提出日までに契約保証金の納付に代わる次のいずれかの保証を付さなければならない。

なお、保証金額又は保険金額は、工事請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、その落札者が、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされるかどうか疑わしい場合に実施することとしている調査（いわゆる低入札価格調査）を受けた者である場合は、保証金額又は保険金額を、工事請負金額の10分の3以上としなければならない。

ア 銀行、協会が確実と認められる金融機関又は前払金保証事業会社の保証

イ 公共工事履行保証証券による保証

ウ 履行保証保険契約の締結及びその保険証券の寄託

9 異議の申立

(1) 協会の判断により入札参加資格がないとされたこと及び設計図書等が送られて来ないことに対する異議は、設計図書等の交付日から3日以内（交付日及び土日祝祭日は含まず）に届くように以下の問い合わせ先あて文書で申し立てすること。また、文書発送前後には、質問受付時間内に電話による連絡を必ず行うこと。

なお、それ以後は、異議の申立は受け付けないものとし、協会の手続に過失がある場合においても責任を問えないものとする。

(2) 入札参加者は、入札後、この公告、工事内容、設計図書、現場及び契約内容についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

10 問い合わせ先

〒 135-0063

東京都江東区有明3-5-7 TOC有明イーストタワー7階

一般財団法人SK総合住宅サービス協会 住宅事業本部

担当： 大庄司

質問受付時間： 10時00分 から 16時00分 まで（12時00分～13時00分を除く。）

TEL 03-5520-1756

以 上

(公告別紙)

平成 年 月 日

一般財団法人S K総合住宅サービス協会
住宅事業本部 契約担当役 殿

住 所

フリガナ
氏 名 ⑩ (実印)

電話番号

入 札 参 加 申 込 書

雇用促進住宅多ノ郷宿舎 空家補修工事に係る入札について、下記について誓約のうえ、参加を申込みます。

記

- 1 雇用促進住宅多ノ郷宿舎 空家補修工事に係る入札公告に定める事項及び法令上の規制を全て承知した上で、参加を申込みます。
- 2 落札した場合であっても、契約成立後に、入札参加資格等がないことが判明する等の理由で、一般財団法人S K総合住宅サービス協会が入札を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知した上で、参加を申込みます。

以 上

(添付書類) 参加申込者の印鑑証明書原本 (直近3ヶ月以内のもの) 1部
厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の写し 1部
工事経歴書 (別紙様式) 1部
登記事項証明書の写し (参加資格対象県に支社(店)があるとして申込む場合のみ) 1部

(担当者連絡先) ※当該連絡先にあてて当該入札に係る諸連絡(設計図書等の交付など)を行う。

所在地	〒	電話番号	
部署名		担当者氏名	
電子メールアドレス			

工 事 概 要 書

1. 工事名称

雇用促進住宅 多ノ郷宿舎空家補修工事

2. 工事場所

高知県須崎市多ノ郷甲 1 1 3 9 - 1 4 0

3. 建物概要

建 物	建築面積	延床面積	備考
・ 宿舎 1 号棟 (2DK-40戸) RC造5階建	375. 04m ²	1, 797. 20m ²	管理事務所付
・ 宿舎 2 号棟 (2DK-40戸) RC造5階建	493. 84m ²	2, 367. 20m ²	倉庫付

4. 工事種目

項 目	1号棟	2号棟
・ 空家補修	○	○

5. 補修住戸

全体で 5 6 戸

内訳 1 号棟 ----- 3 1 戸

2 号棟 ----- 2 5 戸

雇用促進住宅多ノ郷宿舎 空家補修工事

所在地 高知県須崎市多ノ郷甲1139-140

建物概要	建物	型式	構造・階数	建築面積	延床面積
	1号棟	2DK-40戸	RC造5階建(縦配置階段型)	375.04㎡	1,797.20㎡(管理事務所付)
	2号棟	3DK-40戸	RC造5階建(縦配置階段型)	493.84㎡	2,367.20㎡(倉庫付)

工種	建物名	階数	部位	改修計画(案)	
				状況	改修内容
建築	1号棟 2号棟	5階	就寢室1 (押入付) 就寢室2 (押入付) 就寢室3 (押入付)	就寢室 共通事項 <ul style="list-style-type: none"> ・畳表の摩耗、日焼け ・襖の汚染、破れ、日焼け ・壁の汚染、損傷、日焼け ・押入内部の床・壁ベニヤの結露による腐食劣化 ・板畳の劣化 ・建具の不具合等 ・各機器、部品の劣化 ・鉄部の錆 	共通事項 <ul style="list-style-type: none"> ・畳表の取替 ・襖紙の張替(状況により片面又は両面) ・塗装の塗替(状況により仕上げの仕様を変える) ・カーテンレール等備品の不備は取り替える ・就寢室2の発錆した窓手摺は再塗装する。 ・木製引戸は、こじり調整 及び 敷居スベリを取り付ける。 ・損傷した戸車やクレセント等は、取り替える ・換気レジスターの清掃、調整を行う ・損傷した部品等は取り替える
			玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関扉の不具合 ・物入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関扉の塗装が劣化下箇所は内部のみ再塗装する ・建具の建付け、開閉、鍵の締まり具合等の調整、又は部品を取替える。(用心鎖共) ・扉の建付、開閉等の調整をする

工種	建物名	階数	部位	改修計画(案)	
				状況	改修内容
建築	1号棟 2号棟	5階	洗面・ 脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・フローリング床の摩耗又は腐食(共通) ・壁、天井の塗装の不具合 	<ul style="list-style-type: none"> ・摩耗の著しい所は、全面塗装を施す ・腐食の状態により、全面又は部分張替を行う ・塗装にて補修を行う
			台所兼 食事室	<ul style="list-style-type: none"> ・フローリング床の摩耗又は腐食 ・吊り戸棚。水切棚、流し台、コンロ台等の破損及び汚染による不具合 ・木製ガラス引き戸の不具合 ・壁、天井の塗装の不具合 ・物入れ内部、開き戸の不具合 	<ul style="list-style-type: none"> ・摩耗の著しい所は、全面塗装を施す ・腐食の状態により、全面又は部分張替を行う ・状況により取替又は、修理もしくは清掃等にて改修を行う ・戸車、敷居込り等の取替にて調整する ・塗装にて補修を行う ・開き戸のマグネット、アームの調整にて補修を行う、不良品は取り替える
			便所	<ul style="list-style-type: none"> ・壁、天井の塗装の不具合 ・建具の不具合 ・扉、込出窓等の不具合 ・床シートの汚れ等 ・タオル掛けの不具合等 	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化、腐食等が有れば塗装により補修する ・硝子パテをシーリングに変える ・扉の開閉、施錠状態の確認し補修する ・清掃及びシートの張替で補修 ・タオル掛けの修繕、若しくは取替。
			浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・壁、天井の塗装の不具合 ・扉の開閉、鍵の不具合 ・込出窓の不具合 	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化、腐食等が有れば塗装により補修する ・開閉、施錠の不具合は調整する ・浴槽に水はりし、不具合の確認し修繕する ・硝子パテをシーリングに変える
			床板	<ul style="list-style-type: none"> ・フローリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕をしない部分はワックス掛けを行う

工種	建物名	階数	部位	改修計画(案)	
				状況	改修内容
電気	1号棟 2号棟	5階	就寢室1 就寢室2 就寢室3 洗面 脱衣室 台所兼 食事室 浴室 便所 玄関	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセント、スイッチプレート ・TVモジュール、クーラーコンセント ・クーラースリーブ、ドレインキャップ ・スリーブキャップ ・流し手元灯、換気扇 ・照明器具 <p>上記項目の不具合</p>	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記項目の不具合箇所は修繕、若しくは取替える。 取替による修繕は、同等品とする。
				<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機パン、洗面器、各種水栓 ・風呂釜、浴槽(ゴム栓含む) ・排水カバー、便器、ロータンク ・ペーパーホルダー、タオル掛け ・便座、ガスコック、流し台、ガス台 <p>上記項目の不具合</p>	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記項目について、調査して不具合箇所は清掃、修繕及び取替えとする。 ・風呂釜は浴槽に水を溜めて、調査すること。不具合部の部品交換、若しくは釜の取替えとする。 ・給水栓のパッキンは、全て取替える。 ・備品以外の器具等は処分する
				<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知器の不具合等 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災報知器を調査して、不具合箇所は補修する
				<ul style="list-style-type: none"> ・鳩の糞 ・隔て板の破損(下部立上り含む) ・階段室、ベランダの防鳥ネット 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳩の糞等は清掃する(ベランダ、階段室、PS) ・損傷箇所は補修する ・防鳥ネットは処分し、ビス穴はシールする
※ 設備機器の点検は、専門業者にて行うこと。					